

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町7丁目1番1

株式会社アシックス

代表取締役社長CEO 尾 山 基

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度の東日本大震災により被災された皆様に心より御見舞い申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月23日（木曜日）午後5時40分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 神戸市中央区港島中町7丁目1番1

当社1階会議室

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第57期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asics.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、景気は総じて回復してきたものの、失業率が高水準で推移したことや欧米を中心として景気下振れ懸念が見られたことなどにより、依然として厳しい状況が続きました。日本経済は、企業収益の改善や設備投資の持ち直しが見られたものの、デフレの影響や雇用不安などが依然として残り、景気は引き続き厳しい状況で推移しました。加えて、3月11日に発生しました東日本大震災の影響により、先行きが不透明な状況となっております。

スポーツ用品業界につきましては、健康志向によるスポーツへの関心の高まりが見られたものの、消費者の節約志向は根強く、厳しい経営環境が続きました。

このような情勢のもと、当社グループは、引き続きコア事業であるランニング事業を拡大するため、高機能ランニングシューズ「GEL-KAYANO 17」、「GEL-NIMBUS 12」を市場に投入するとともに、女性用ランニングウエアの拡充を図るなど、製品力の強化に努めました。また、グローバル規模での更なる成長に向け、スウェーデンに本社を置くホグロフスホールディングABおよびその子会社を連結子会社とし、アウトドア事業の拡大を図りました。

マーケティング面におきましては、アシックスブランドの認知度および企業イメージの向上を図るため、中国で行われた第16回アジア競技大会やカザフスタンで行われた第7回アジア冬季競技大会において、日本代表選手団に当社製品を提供しました。また、オフィシャルスポンサーとして、「東京マラソン2011」、「ニューヨークシティマラソン」、「パリマラソン」、「ゴールドコーストマラソン」、「ソウル国際マラソン」などの各国の主要なマラソン大会において、参加ランナーに対して情報・サービスを提供するとともに、「sound mind, sound body (サウンドマインド・サウンドボディ)」という企業スローガンを採用したグローバルブランドキャンペーンを引き続き展開しました。この結果、インターブランド社が発表した、日本発のブランドを対象とするブランド価値評価ランキング「Japan's Best Global Brands 2011」において、3年連続でトップ30入りを果たしました。

販売面におきましては、オランダに「アシックスストアアムステルダム」、スペインに「オニツカタイガーマドリッド」をそれぞれオープンするとともに、北米地域における更なる売上拡大を図るため、カナダの販売代理店を連結子会社とするなど、販売体制の強化に努めました。

また、東日本大震災で両親をなくした子どもたちへの当社スポーツ用品の提供、震災被害地域への契約選手の派遣等を行う継続的支援活動「A Bright Tomorrow Through Sport (ブライト トゥモロー スルー スポーツ)あしたへ、スポーツとともに」の実施を決定しました。

当連結会計年度における売上高は235,349百万円と前年同期間比4.9%の増収でした。このうち国内売上高は、主にスポーツスタイルシューズおよびアスレチックウエアが低調であったため、88,040百万円と前年同期間比5.6%の減収でした。海外売上高は、欧州、米州およびオーストラリアでランニングシューズが好調に推移しましたので、147,308百万円と前年同期間比12.4%の増収となりました。

売上総利益は主として海外の原価率の改善により、103,122百万円と前年同期間比9.4%の増益でした。販売費及び一般管理費は、主に広告宣伝費等の増加に加え、企業結合によって発生したのれんの償却と、資産および負債を時価にて再評価したことにより計上した無形固定資産の減価償却費を計上した結果、81,548百万円と前年同期間比6.4%増加しましたが、営業利益は21,573百万円と前年同期間比22.7%の増益となりました。営業外収益は前年同期間に持分法非適用関連会社からの受取配当金を計上したことなどにより1,371百万円と前年同期間比32.0%の減少、営業外費用は為替差損（2,729百万円）の増加などにより3,477百万円と前年同期間比154.0%増加したことにより、経常利益は19,467百万円と前年同期間比6.8%の増益となりました。特別利益は前年同期間に投資有価証券償還益を計上したことなどにより前年同期間比98.9%減少の5百万円となりました。特別損失は資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額の計上などにより976百万円と前年同期間比133.2%の増加となりました。当期純利益は前年同期間に過年度法人税等を計上したことにより11,046百万円と前年同期間比32.7%の増益となりました。

セグメント情報

報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営執行会議が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主にスポーツ用品等を製造販売しており、国内においては当社が、海外においては米州、欧州・中近東・アフリカ、アジア・パシフィックの各地域をアシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V.、その他の現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

なお、当社グループは、従来「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」および「アジア・パシフィック地域」の4つを報告セグメントとしておりましたが、第2四半期連結会計期間より、「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」、「アジア・パシフィック地域」および「その他事業」の5つを報告セグメントに変更しております。この変更は、ホグロフスホールディングABの株式を取得したことによるものであります。

「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」および「アジア・パシフィック地域」は、主にスポーツ用品等を製造販売しており、「その他事業」は、「ホグロフス」ブランドのアウトドア用品の製造および販売をしております。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

〔日本地域〕

日本地域におきましては、主にスポーツスタイルシューズおよびアスレチックウエアが低調であったため、売上高は104,862百万円（前年同期間比1.9%減）となりました。

〔米州地域〕

米州地域におきましては、ランニングシューズが好調であったため、売上高は59,604百万円（前年同期間比12.4%増）となりました。

〔欧州地域〕

欧州地域におきましては、ランニングシューズが好調であったため、売上高は55,542百万円（前年同期間比0.3%増）となりました。

〔アジア・パシフィック地域〕

アジア・パシフィック地域におきましては、韓国およびオーストラリアが堅調に推移したことにより、売上高は24,091百万円（前年同期間比21.5%増）となりました。

〔その他事業〕

その他事業におきましては、ホグロフスホールディングABを連結子会社としたことにより、売上高は4,363百万円となりました。

報告セグメント別売上高

	日本地域 (百万円)	米州地域 (百万円)	欧州地域 (百万円)	アジア・ パシフィ ック地域 (百万円)	その他 事業 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
外部顧客への 売上高	92,604	59,603	55,542	23,234	4,363	235,349	—	235,349
セグメント間の内部 売上高又は振替高	12,257	0	—	856	—	13,114	(13,114)	—
計	104,862	59,604	55,542	24,091	4,363	248,464	(13,114)	235,349
増減率	△1.9%	12.4%	0.3%	21.5%	—	—	—	4.9%

製品および商品等分類別の状況

〔スポーツシューズ類〕

海外でランニングシューズが好調であったため、売上高は175,057百万円（前年同期間比5.6%増）となりました。

〔スポーツウエア類〕

国内はアスレチックウエアが低調でしたが、海外でホグロフスホールディングABを連結子会社としたことによる増加およびランニングウエアが好調であったことにより、売上高は43,685百万円（前年同期間比2.6%増）となりました。

〔スポーツ用具類〕

海外はホグロフスホールディングABを連結子会社としたことによる増加により、売上高は16,606百万円（前年同期間比3.7%増）となりました。

分類別売上高

分 類		売 上 高	増 減 率	構 成 比
ス ポ ー ツ シ ュ ー ズ 類	国 内	46,590 百万円	△4.3 %	19.8 %
	海 外	128,466	9.7	54.6
	計	175,057	5.6	74.4
ス ポ ー ツ ウ ェ ア 類	国 内	27,983	△8.9	11.9
	海 外	15,701	32.2	6.7
	計	43,685	2.6	18.6
ス ポ ー ツ 用 具 類	国 内	13,466	△3.2	5.7
	海 外	3,140	49.8	1.3
	計	16,606	3.7	※7.0
合 計	国 内	88,040	△5.6	37.4
	海 外	147,308	12.4	62.6
	計	235,349	4.9	100

(注) 構成比は、合計比率を100%に合わせるため小数点第1位を調整して記載しているもの(※印)があります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は5,514百万円（前年同期間比42.7%増）となりました。このうち主なものは、つくば配送センターの建設代金の一部およびアシックスアメリカコーポレーションの配送センター建設代金の一部等であります。

(3) 資金調達の状況

ホグロフスホールディングABの買収資金に充当するため、平成22年8月17日払込により、次のとおり社債を発行し、5,000百万円を調達いたしました。

会社名	銘柄	発行年月日	発行総額	利率	償還期限
当社	第10回無担保社債	平成22年8月17日	2,000 百万円	年0.85%	平成29年8月17日償還
当社	第11回無担保社債	平成22年8月17日	1,500	年0.94%	平成29年8月17日償還
当社	第12回無担保社債	平成22年8月17日	1,500	年0.91%	平成29年8月17日償還

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「アシックス・チャレンジ・プラン（ACP）」に基づき、改革とグローバルへの挑戦に取り組んでまいりました。ACP策定当初目標の2010年度連結売上高3,000億円の達成は、アパレル事業の不振や円高等の影響もあり未達でありましたが、海外売上高を大きく伸ばすことができました。その成果をふまえて、更にグローバル化が進展する経営環境に即応して持続的に成長する戦略として、「アシックス・グロース・プラン（AGP）2015」を策定いたしました。

当社グループは、AGP2015に基づき、2015年度には連結売上高4,000億円を目指し、次の課題に取り組んでおります。

① グローバルフォーカスチャネル：自主管理売場

- (i) 自主管理売場の拡大を加速し、お客様へ直接販売する機会を増加する。
- (ii) 自主管理売場における商品MDと、製品企画を連動させる仕組みを確立する。

② グローバルフォーカスプロダクト：アパレル

- (i) グローバルでのアパレル売上拡大・収益性向上のため、グローバル開發生産組織を構築する。
- (ii) 世界の各地域において、短納期で的確に製品を提供する。

③ グローバルフォーカスカテゴリー

- (i) ランニングは、コア事業として、更なる拡大を目指す。
- (ii) アスレチックスポーツは、アシックスの原点であるカテゴリーとして更なる技術革新を追求し、最高の競技パフォーマンスを可能にする製品を創出する。
- (iii) オニツカタイガーは、スポーツにおける技術資産、ブランド資産を活用し、先鋭的で洗練されたスタイルを提案する。

④ グローバルチャレンジカテゴリー

- (i) アウトドアは、「ホグロフス」ブランド、およびアシックスのアウトドア製品により、グループ全体のアウトドア事業をグローバルで拡大する。
- (ii) レザーシューズは、グローバル展開の可能性を検証し、拡大の基盤を作る。
- (iii) 新規ビジネスとして、スポーツにおける技術資産を活用し、人々の生活の質を高めるなど、生活に貢献できる以下のような製品・サービスを継続的に創出し、次世代のグローバル事業として発展させる。
 - － 高齢化社会において、健康維持や介護など生活に貢献できる分野
 - － 子供たちの健全な育成につながる分野
 - － 障害者も健康者も分け隔てなく参加できるスポーツに関わる分野
 - － 地球環境保全、温暖化対応に貢献できる分野

⑤ 経営基盤の強化

- (i) お客様を起点としたITプラットフォームを強化する。
- (ii) グローバル・各地域ともにプロフェッショナル人財の育成・採用を強化する。
- (iii) 全地域、全部門一体となって、CSRに取り組むとともに、内部統制を基盤としたコーポレートガバナンスを強化する。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第54期 (平成19年4月1日～ 平成20年3月31日)	第55期 (平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)	第56期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	第57期 (当連結会計年度) (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)
売上高 ^(百万円)	226,174	241,944	224,395	235,349
営業利益 ^(百万円)	23,394	22,628	17,582	21,573
経常利益 ^(百万円)	21,133	21,008	18,230	19,467
当期純利益 ^(百万円)	13,095	13,085	8,326	11,046
1株当たり当期純利益	円 銭 65 82	円 銭 67 23	円 銭 43 90	円 銭 58 26
総資産 ^(百万円)	186,065	174,921	184,774	200,790
純資産 ^(百万円)	110,141	98,262	109,663	106,369
1株当たり純資産	円 銭 500 83	円 銭 467 90	円 銭 525 58	円 銭 524 91

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は期末現在の発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。なお、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は自己株式控除後の株式数をもとに算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

当社グループは、当社および子会社52社で構成され、スポーツシューズ類、スポーツウェア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等の製造販売を主な事業内容としております。

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

	会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
1	アシックス北海道販売株式会社	99.8百万円	100 %	スポーツ用品等の販売（卸売）
2	アシックス東北販売株式会社	90百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
3	アシックス九州販売株式会社	90百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
4	アシックス関越販売株式会社	90百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
5	アシックス中四国販売株式会社	90百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
6	アシックススポーツ販売株式会社	79百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
7	アシックス中部販売株式会社	60百万円	100	スポーツ用品等の販売（卸売）
8	株式会社アシックススポーツビーイング	60百万円	100	スポーツ用品等の販売（小売）
9	山陰アシックス工業株式会社	90百万円	100	スポーツシューズ等の製造
10	アシックスアパレル工業株式会社	94百万円	100	スポーツウェア等の製造
11	アシックス商事株式会社	3,112百万円	※57.2	シューズ製品の製造および販売ならびに物資の販売および輸出入
12	アシックス物流株式会社	300百万円	100	スポーツ用品等の商品管理および配送業務ならびに自動車運送取扱
13	アシックスアメリカコーポレーション	123,000千米ドル	100	スポーツ用品等の販売および米州の子会社等の統括
14	アシックスヨーロッパB.V.	45,020千ユーロ	100	スポーツ用品等の販売および欧州の子会社等の統括
15	アシックスドイチュラントGmbH	8,000千ユーロ	※100	スポーツ用品等の販売
16	アシックスフランスS.A.S	6,006千ユーロ	※100	スポーツ用品等の販売
17	アシックスUKリミテッド	7,000千ポンド	※100	スポーツ用品等の販売
18	アシックスイタリアS.p.A.	5,200千ユーロ	※90	スポーツ用品等の販売
19	アシックスオセアニアPTY. LTD.	2,000千豪ドル	100	スポーツ用品等の販売
20	アシックススポーツコーポレーション	9,759百万ウォン	68.0	スポーツ用品等の販売
21	亞瑟士（中国）商貿有限公司	13,000千米ドル	※100	スポーツ用品等の販売
22	台灣亞瑟士股份有限公司	100,000千台湾ドル	※100	スポーツ用品等の販売
23	ホグロフスホールディングAB	3,000千スウェーデン クローナ	100	アウトドア用品の製造および販売

- (注) 1. ※印の出資比率は、間接所有による出資を含めて表示しております。
2. アシックスアメリカコーポレーション（前期末の資本金88,000千米ドル）は、平成22年8月24日付で増資いたしました。
3. アシックスヨーロッパB.V. は、平成23年3月21日付で、アシックスイタリアS.p.A.（前期末の出資比率51%）の株式を追加取得いたしました。
4. 亞瑟士（中国）商貿有限公司（旧商号：愛世克私（上海）商貿有限公司）は、平成22年12月31日付で商号変更いたしました。
5. 当社は、平成22年8月20日付で、ホグロフスホールディングABの全株式を取得いたしました。これにより、同社は当社の100%子会社となり、重要な子会社として記載しております。

(7) 主要な事業内容

各種スポーツ用品等の製造および販売

ス ポ ー ツ シ ュ ー ズ 類	ランニングシューズ、陸上競技・マラソン・サッカー・バレーボール・バスケットボール・ベースボール・テニス等の各種競技用シューズ、ウォーキングシューズ、スクールスポーツシューズ、スポーツスタイルシューズ、ジュニアシューズ、キッズシューズ等
ス ポ ー ツ ウ ェ ア 類	トレーニングウェア、アスレチックウェア、スクールスポーツウェア、ベースボールウェア、スイムウェア、スポーツスタイルウェア、アウトドアウェア等
ス ポ ー ツ 用 具 類	ベースボール・グラウンドゴルフ・パークゴルフ等の各種用具、スポーツバッグ、スポーツネット、サポーター、陸上競技用機器等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名 称	所 在 地
本店	兵庫県神戸市
東京支社	東京都墨田区
関西支社	兵庫県尼崎市
アシックススポーツ工学研究所	兵庫県神戸市
広州事務所	中国

(注) 東京支社および関西支社は、いずれも支店として登記しております。

② 重要な子会社

会 社 名	所 在 地
アシックス北海道販売株式会社	北海道札幌市
アシックス東北販売株式会社	宮城県仙台市
アシックス九州販売株式会社	福岡県福岡市
アシックス関越販売株式会社	埼玉県さいたま市
アシックス中四国販売株式会社	広島県広島市
アシックススポーツ販売株式会社	東京都墨田区
アシックス中部販売株式会社	愛知県名古屋市
株式会社アシックススポーツビーイング	兵庫県神戸市
山陰アシックス工業株式会社	鳥取県境港市
アシックスアパレル工業株式会社	宮崎県都城市
アシックス商事株式会社	兵庫県神戸市
アシックス物流株式会社	兵庫県西宮市
アシックスアメリカコーポレーション	米国
アシックスヨーロッパB.V.	オランダ
アシックスドイツシュラントGmbH	ドイツ
アシックスフランスS.A.S	フランス
アシックスUKリミテッド	イギリス
アシックスイタリアS.p.A.	イタリア
アシックスオセアニアPTY.LTD.	オーストラリア
アシックススポーツコーポレーション	韓国
亞瑟士（中国）商貿有限公司	中国
台灣亞瑟士股份有限公司	台湾
ホグロフスホールディングAB	スウェーデン

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
ス ポ ー ツ シ ュ ー ズ 類	2,710名 [782名]	242名増 [9名増]
ス ポ ー ツ ウ ェ ア 類	1,730名 [253名]	24名減 [48名増]
ス ポ ー ツ 用 具 類	325名 [53名]	36名増 [8名増]
共 通 部 門	839名 [576名]	7名減 [62名増]
合 計	5,604名 [1,664名]	247名増 [127名増]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,829 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	4,723
Union Bank, N.A.	2,487

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 790, 000, 000株
- (2) 発行済株式の総数 199, 962, 991株（うち自己株式 10, 359, 131株）
- (3) 株主数 11, 944名（前期末比 977名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12, 332 千株	6. 5 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10, 163	5. 4
株式会社三菱東京UFJ銀行	7, 858	4. 1
株式会社三井住友銀行	6, 607	3. 5
日本生命保険相互会社	6, 309	3. 3
株式会社みずほコーポレート銀行	5, 568	2. 9
株式会社みなと銀行	4, 208	2. 2
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	3, 770	2. 0
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	3, 494	1. 8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	3, 282	1. 7

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を除いて計算しております。
2. 当社は、自己株式10, 359千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の持株数のうち投資信託・年金信託設定分は8, 801千株であります。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の持株数のうち投資信託・年金信託設定分は8, 999千株であります。
5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）の持株数のうち投資信託・年金信託設定分はありません。
6. 大量保有報告書により、次のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。

平成22年 4 月30日現在（報告日：平成22年 5 月12日）

氏名又は名称（共同保有者）	保有株券等の数 （千株）	株券等保有割合 （%）
株式会社みずほコーポレート銀行	5, 568	2. 78
みずほ信託銀行株式会社	4, 440	2. 22

平成23年 5 月13日現在（報告日：平成23年 5 月18日）

氏名又は名称（共同保有者）	保有株券等の数 （千株）	株券等保有割合 （%）
フィデリティ投信株式会社	5, 084	2. 54
エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）	4, 991	2. 50

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成23年 5 月16日開催の取締役会決議に基づき、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成23年 7 月 1 日付で、単元株式数を1, 000株から100株に変更する予定です。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
和田 清 美	代表取締役会長	アシックス商事株式会社社外取締役 社団法人日本スポーツ用品工業協会会長
尾 山 基	代表取締役社長	世界スポーツ用品工業連盟会長
清 水 裕一郎	取締役常務執行役員・アパレル・エキップメント統括部長	
池 崎 俊 郎	取締役常務執行役員・フットウェア統括部長	
織 田 信 雄	取締役執行役員	アシックスアメリカコーポレーション会長兼CEO
千 原 芳 雄	取締役執行役員・国内営業本部長	アシックス物流株式会社代表取締役社長
松 尾 和 人	取締役執行役員・国内営業本部副本部長兼東日本営業統括部長兼ナショナルチェーン営業統括部長	
佐 野 俊 之	取締役執行役員・管理統括部長兼研究部門担当	
黒 崎 鉄 雄	常勤監査役	
西 野 修 一	常勤監査役	
田 中 秀 明	常勤監査役	
山 上 和 則	監査役	弁護士、弁理士（弁護士法人淀屋橋・山上合同社員） 株式会社スタジオアリス社外監査役 前田金属工業株式会社社外監査役
三 原 秀 章	監査役	公認会計士、税理士（公認会計士三原秀章事務所）

- (注) 1. 代表取締役会長 和田清美氏は、アシックス商事株式会社の社外取締役に兼職しております。当社は同社とスポーツシューズおよび靴用資材の取引関係があり、同社は第三者との間で当社の営業の部類に属する取引を行っております。
2. 監査役 田中秀明、山上和則、三原秀章の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 山上和則氏は、弁護士、弁理士として、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。同氏と当社との間には、顧問弁護士契約があります。また、同氏は、株式会社スタジオアリスおよび前田金属工業株式会社の社外監査役を兼職しております。当社と両社との間には、特別の関係はありません。
4. 監査役 三原秀章氏は、公認会計士、税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 田中秀明、三原秀章の両氏については、東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として、両取引所に届け出ております。

6. 平成23年4月1日付で、取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

氏 名	地位および担当
尾 山 基	代表取締役社長ＣＥＯ
佐 野 俊 之	取締役常務執行役員・管理統括部長兼研究部門担当
松 尾 和 人	取締役執行役員・アシックスジャパン営業本部長兼ナショナルチェーン営業統括部長
清 水 裕一郎	取締役・福井アシックス工業株式会社担当
織 田 信 雄	取締役・アシックスアメリカコーポレーション（社長補佐）
千 原 芳 雄	取締役・アシックス物流株式会社（社長補佐）

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		定額報酬	業績連動報酬	
取締役	229 百万円	207 百万円	22 百万円	8 名
監査役 (社外監査役を除く。)	36	36	-	2 名
社外監査役	30	30	-	3 名

(注) 当社は、平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。当事業年度末現在、制度廃止までの期間の役員退職慰労金相当額の残高は次のとおりであります。

取締役6名 103百万円

(3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

・取締役の報酬について

平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会において承認された報酬額（年額4億5,000万円以内）の範囲内で、取締役報酬支給規程に基づき、各取締役の役位に応じた定額報酬（基本報酬・職務報酬）と業績に応じた業績連動報酬を決定しております。

・監査役の報酬について

平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会において承認された報酬額（年額8,000万円以内）の範囲内で、監査役報酬支給基準に基づき、各監査役の報酬額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役

該当事項はありません。

② 監査役

当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況
田 中 秀 明	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ議案審議等に関し意見を述べております。
山 上 和 則	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士および弁理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な意見を述べております。
三 原 秀 章	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

各社外監査役は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	75 百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	112

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制助言業務」および「国際財務報告基準に関する助言業務」を委託しております。

(4) 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、アシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V. ほか9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループの内部統制システム構築の基本方針については以下のように定めております。

① 企業活動の基本方針

当社グループは、「アシックススピリット」に掲げた創業哲学、「健全な身体に健全な精神があれかしー”Anima Sana In Corpore Sano”」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technology」スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、以下の「アシックスの理念」をもって事業運営を行う。

- ・スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
- ・私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
- ・健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
- ・個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

② 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、上記の基本方針を根底におき、主として遵法活動および企業倫理の観点から企業行動のあり方を、「アシックスCSR方針」に定めるとともに、これを役員および使用人一人ひとりの行動に具体化した「アシックス行動規範」を制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本とする。

「アシックスCSR方針」および「アシックス行動規範」の徹底を図るため、コンプライアンス担当部署を置き、同部署がコンプライアンスへの取り組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員および使用人が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行う。

内部監査部門は、社長の直轄組織とし、単独であるいは監査役と連携して、コンプライアンスの状況等を監査し、社長、管理担当取締役および監査役に直接報告を行う。

当社グループを対象としたコンプライアンス相談窓口を置き、役員および使用人が「アシックスCSR方針」および「アシックス行動規範」を逸脱する行為を知ったり、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の連絡・相談を直接、専用メール、電話、手紙で受け付け、事態の迅速な把握および是正を行う。なお、通報者に対しては不利益な取扱を行わないこととする。

また、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程等において、また、担当業務の委嘱等により、責任者およびその責任、執行手続等を明確に制定し、代表取締役および各業務担当取締役に業務執行を行わせる。

代表取締役および各業務担当取締役は、取締役会において制定された中期経営計画および各事業年度の経営計画に基づき、全社的な目標設定を行うとともに各部門の具体的目標を設定し、月次、半期毎の業績管理を行う。

「取締役会」は、毎月1回定例的に開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督等を行う。なお、各取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制にするため、取締役の任期を1年とする。

取締役会決議事項その他経営に関する重要事項の事前審議を行い、取締役会の機能強化と経営の機動的な意思決定を行うため、役付取締役全員、社長が指定した取締役および常勤監査役ならびに必要に応じ各部門責任者を出席者とする「常務会」を毎月2回定例的に開催する。

また、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度により、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を行う。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会により制定した危機管理規程により、社長を委員長とする危機管理委員会を置き、当社グループの役員および使用人が危機項目を認知した際には、同規程に定められた方法および経路で、危機管理委員長へ報告を行うとともに、取締役会へ報告する。

危機が発生した場合、危機管理規程にあらかじめ定められた危機レベルに応じて、危機管理委員長が危機対策本部の設置および危機対策本部長の任命を行う。危機対策本部長は危機対策方針等の決定および対外交渉等を統括し、対策・改善策等を実施する。

危機管理委員会は、危険の定期的な洗い出し、予知・予防、教育等の立案・実施および危機管理・危機対策の評価等を行い、危機管理委員会事務局は、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、内部監査部門は定期的にリスク管理状況を監査する。

⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令、社内規程に基づき、業務執行に係る情報、議事録および関連資料、その他の重要な情報・文書等の保存を行う。取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。また、情報管理については、情報セキュリティガイドラインなど情報管理に関する社内規程に基づいて行う。

職務権限規程に基づく稟議決裁事項に関しては、申請内容と決裁状況を電子化により可視化し、取締役会ほか決裁権限保有者の決裁の記録を電子データで保存する。

- ⑥ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ各社の業務執行の適正を確保し、グループの総合力の発揮と統制を行うため、当社取締役または担当部門責任者がグループ各社の取締役または監査役に就任することとする。グループ各社の社長は、当社の基準に準拠して各社が定めた職務権限規程に基づき、効率的に業務運営できる権限と責任を有するが、当社が定める個別の重要な事項については当社に報告し、承認を得なければならないこととする。
- 国内グループ会社については、情報の共有化、指示伝達事項の徹底、業務執行の報告等を行うため、「国内経営執行会議」を定期的に開催する。
- 海外グループ会社については、各社の経営計画の承認、決算の報告、グローバルレベルでのグループ全般の重要事項の決定と業務執行状況の報告を行うため、「グローバル経営執行会議」を定期的に開催する。
- 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を行い、当社グループの業務全般についての統制状況等の監査を実施し、社長、管理担当取締役および監査役に直接報告を行う。
- また、財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上の仕組みを構築する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができることとする。
- また、監査役より監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課および懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会・常務会などの重要会議への出席および経営者との情報交換ならびに稟議書・報告書等の閲覧を通じて、会社経営全般の状況を把握する。また、会計監査人との協議を適宜行うとともに、以下の事項について適宜、取締役または取締役会から報告を受けることとする。
- ・取締役・使用人の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・重要な情報開示事項
 - ・コンプライアンス相談窓口に通報された事実等

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社および当社グループは、スポーツを核とした事業領域で、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおり、そのために幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、1949年（昭和24年）に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い鬼塚商会として創業以来、「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界のスポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

1977年（昭和52年）に、同業2社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス（ASICS）へ変更し、社業の発展に努めてまいりました。

当社および当社グループは、スポーツシューズ類、スポーツウエア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等を、国内および海外で製造販売しております。そして、長年トップアスリートのニーズに応じてきた技術力とものづくりへのこだわりや欧米を中心とした海外でのシューズを中心としたランニング事業における高いブランドイメージを基盤として、2015年度までの中期経営計画「アシックス・グロース・プラン（AGP）2015」を発表し、「スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」をビジョンとして定め、3つの事業領域である①アスレチックスポーツ事業領域、②スポーツライフスタイル事業領域および③健康快適事業領域において、製品戦略：「革新的な価値の提供とお客ニーズ対応の融合」、組織戦略：「グローバル組織の構築」をそれぞれ進め、事業の拡大・強化に取り組んでおります。

当社および当社グループは、「グループ全体で、お客様起点の活動を徹底する」を基本方針とし、今後も中長期的な視野に立ち、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年6月20日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模な買付行為への対応方針の一部を改定して3年間継続することを決定いたしました。本対応方針の概要は次のとおりであります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模買付者による当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針や当社グループの経営に参画したときの経営方針・事業計画等が、当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか等を株主の皆様は短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考え、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。

また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諸否を検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諸否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

大規模買付ルールの概要は次のとおりであります。

- (i) 大規模買付者には、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。
- (ii) 当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、取締役会から独立した組織の独立委員会に必ず諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置を発動することができるものとします。

- ④ 上記取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本対応方針は、会社支配に関する基本方針に沿い、大規模買付者が事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供し、当社の取締役会評価期間経過後にのみ当該買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置をとることができる旨明記し、また、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、大規模買付者に対して対抗措置を発動することが相当であると判断したときは、当社株主の利益を守るため対抗措置を講じることができる旨を明記したものであります。

また、本対応方針は、当社株主が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために、大規模買付者に対し必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社取締役会の意見の公表、代替案の提示等と併せ、当社株主が大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとするものであり、当該大規模買付行為が上記の趣旨を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものと考えております。

さらに、本対応方針は、大規模買付行為に関して当社取締役会が意見を形成するうえで独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に慎重に検討し、決議・公表することとし、対抗措置を発動する場合も、外部専門家等および監査役の意見を参考に評価・検討したうえで独立委員会の勧告を最大限尊重することを明記しております。また、本対応方針は、当社株主総会において株主の皆様の承認を得ることを存続の条件としております。これらの措置により、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定につきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、特別な要素を除いて、当社の当期純利益の概ね3分の1程度を配当原資とすることを基本方針として考えております。

以上に記載の金額、株式数および数値の表示単位未満の端数は、とくに記載がない限り切り捨てて表示しております。なお、割合については、小数点第2位または第3位を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I. 流 動 資 産	136,629	I. 流 動 負 債	53,523
1. 現 金 及 び 預 金	26,446	1. 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	21,113
2. 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	55,059	2. 短 期 借 入 金	14,090
3. 有 価 証 券	2,766	3. リ ー ス 債 務	327
4. 商 品 及 び 製 品	42,373	4. 未 払 費 用	7,737
5. 仕 掛 品	307	5. 未 払 法 人 税 等	1,747
6. 原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,044	6. 未 払 消 費 税 等	588
7. 繰 延 税 金 資 産	4,778	7. 返 品 調 整 引 当 金	620
8. そ の 他	5,918	8. 賞 与 引 当 金	1,804
9. 貸 倒 引 当 金	△2,064	9. 繰 延 税 金 負 債	100
II. 固 定 資 産	64,160	10. 資 産 除 去 債 務	23
1. 有 形 固 定 資 産	27,965	11. そ の 他	5,370
(1) 建 物 及 び 構 築 物	12,171	II. 固 定 負 債	40,897
(2) 機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,233	1. 社 債	16,000
(3) 工 具、器 具 及 び 備 品	2,062	2. 長 期 借 入 金	6,425
(4) 土 地	10,351	3. リ ー ス 債 務	779
(5) リ ー ス 資 産	942	4. 退 職 給 付 引 当 金	7,880
(6) 建 設 仮 勘 定	1,203	5. 繰 延 税 金 負 債	3,548
2. 無 形 固 定 資 産	19,202	6. 資 産 除 去 債 務	514
(1) の れ ん	5,949	7. そ の 他	5,748
(2) そ の 他	13,253	負 債 合 計	94,421
3. 投 資 そ の 他 の 資 産	16,992	(純 資 産 の 部)	
(1) 投 資 有 価 証 券	6,650	I. 株 主 資 本	112,311
(2) 長 期 貸 付 金	359	1. 資 本 金	23,972
(3) 繰 延 税 金 資 産	1,758	2. 資 本 剰 余 金	17,182
(4) そ の 他	9,732	3. 利 益 剰 余 金	78,963
(5) 貸 倒 引 当 金	△1,509	4. 自 己 株 式	△7,807
資 産 合 計	200,790	II. そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△12,787
		1. そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	954
		2. 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	112
		3. 在 外 子 会 社 資 産 再 評 価 差 額 金	472
		4. 為 替 換 算 調 整 勘 定	△14,327
		III. 少 数 株 主 持 分	6,844
		純 資 産 合 計	106,369
		負 債・純 資 産 合 計	200,790

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		235,349
II 売 上 原 価		132,263
返品調整引当金戻入額		665
返品調整引当金繰入額		628
売 上 総 利 益		103,122
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		81,548
営 業 利 益		21,573
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	405	
2. 受 取 配 当 金	180	
3. 負 の の れ ん 償 却 額	20	
4. そ の 他	764	1,371
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	465	
2. 為 替 差 損	2,729	
3. そ の 他	282	3,477
経 常 利 益		19,467
VI 特 別 利 益		
1. 固 定 資 産 売 却 益	3	
2. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	5
VII 特 別 損 失		
1. 固 定 資 産 売 却 損	16	
2. 固 定 資 産 除 却 損	188	
3. 投 資 有 価 証 券 評 価 損	10	
4. 投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
5. 投 資 有 価 証 券 償 還 損	129	
6. 減 損 損 失	87	
7. 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	377	
8. 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	60	
9. 災 害 に よ る 損 失	105	976
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		18,496
法人税、住民税及び事業税法	7,480	
法 人 税 等 調 整 額	△709	6,771
少数株主損益調整前当期純利益		11,725
少 数 株 主 利 益		678
当 期 純 利 益		11,046

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年3月31日残高	23,972	17,182	71,658	△7,780	105,032
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,896		△1,896
在外子会社資産再評価 差 額 金 取 崩			92		92
連結子会社株式の取得 による持分の増減			△1,937		△1,937
当 期 純 利 益			11,046		11,046
自 己 株 式 の 取 得				△26	△26
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	0	7,305	△26	7,279
平成23年3月31日残高	23,972	17,182	78,963	△7,807	112,311

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	在外子会社資産 再評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計 額 合 計		
平成22年3月31日残高	1,285	△232	565	△6,984	△5,365	9,997	109,663
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					—		△1,896
在外子会社資産再評価 差 額 金 取 崩			△92		△92		—
連結子会社株式の取得 による持分の増減					—	△2,837	△4,775
当 期 純 利 益					—		11,046
自 己 株 式 の 取 得					—		△26
自 己 株 式 の 処 分					—		0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△330	345	—	△7,343	△7,328	△315	△7,644
連結会計年度中の変動額合計	△330	345	△92	△7,343	△7,421	△3,153	△3,294
平成23年3月31日残高	954	112	472	△14,327	△12,787	6,844	106,369

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 49社

- ・主要な連結子会社の名称

事業報告の「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社および子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称

亜瑟士商事股份有限公司

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の名称等

- ・主要な会社等の名称

亜瑟士商事股份有限公司

- ・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

アシックス商事株式会社の子会社であるニッポンスリッパ株式会社および同社の子会社である株式会社タイコーは、平成22年4月1日付でニッポンスリッパ株式会社を存続会社として合併いたしました。

当社がホグロフスホールディングABの全株式を取得したため、第2四半期連結会計期間末からホグロフスホールディングAB およびその連結子会社7社を連結の範囲に加えております。

また、連結子会社であるアシックスアメリカコーポレーションがアシックスカナダコーポレーションの全株式を取得したため、第2四半期連結会計期間末からアシックスカナダコーポレーションおよびその連結子会社を連結の範囲に加えております。なお、アシックスカナダコーポレーションおよびその連結子会社は、平成23年1月1日付で、アシックスカナダコーポレーションを存続会社として合併いたしました。

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社アシックスユービッククリエイションおよびアシックスプロネット株式会社は、当連結会計年度に清算終了したため、上記連結子会社の数には含んでおりませんが、清算終了までの損益計算書については連結しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社（アシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパ B.V.、アシックスオセアニアPTY. LTD.、アシックススポーツコーポレーション他26社）の決算日は12月31日であり、国内連結子会社はすべて3月31日で当社と同一であります。

また、在外連結子会社につきましては連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法、ただし、債券につきましては償却原価法

- (2) デリバティブ等の評価基準および評価方法
デリバティブ 時価法
- (3) たな卸資産の評価基準および評価方法
商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産除く）
当社および国内連結子会社は、定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法
在外連結子会社は、定額法
なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物・・・・・・3年～50年
機械装置及び運搬具・・・・・・2年～17年
工具、器具及び備品・・・・・・2年～20年
- (2) 無形固定資産（リース資産除く）
定額法
自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
また、企業結合によって資産および負債を時価にて再評価したことにより計上した無形固定資産の主なものは販売権、顧客基盤およびブランドがあり、償却年数は1年～24年であります。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
- (ハ) 繰延資産の処理方法
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
- (二) 重要な引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は主として個別判定で計上することにしております。
- (2) 返品調整引当金
商品及び製品の返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準として計上しております。
- (3) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、会計基準変更時差異につきましては、15年による按分額を費用処理しております。
また、数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の連結子会社は発生連結会計年度より費用処理することとしております。
- (ホ) 重要なヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約および通貨オプションが付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。
また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引等につきましては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

②ヘッジ対象

為替予約および通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

当社は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約および通貨オプションにおきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。金利スワップ取引におきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

(へ) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。また、平成22年3月31日以前に計上した負ののれんの償却につきましては、僅少な場合を除き、発生年度以降5年間で償却しております。

(ト) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(2) 企業結合に関する会計基準

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

7. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関連)

前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「のれん」は、重要性が増したため、当連結会計年度では区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度の無形固定資産の「その他」に含まれる「のれん」は1,578百万円であります。

(連結損益計算書関連)

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）を適用し、当連結会計年度より、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額
2. 在外子会社資産再評価差額金

30,527百万円

アシックスカンジナビアASの株式の追加取得(平成21年8月14日付)に伴う新規連結に関して、実務対応報告第18号に基づき改正前の国際財務報告基準第3号を適用したことにより生じたものであります。

連結損益計算書に関する注記

災害による損失

災害による損失の主な内訳は復旧支援費用であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末の株式数 (株)
普通株式	199,962,991	—	—	199,962,991

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末の株式数 (株)
普通株式	10,331,996	27,227	92	10,359,131

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加27,227株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少92株は、単元未満株式の売渡請求による減少であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月18日 定時株主総会	普通株式	1,896	10	平成22年3月31日	平成22年6月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,896	利益剰余金	10	平成23年3月31日	平成23年6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社および当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものにつきましては、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金および社債は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。このうち一部は、金利の変動リスクを有しておりますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で、外国為替の実需の範囲内で為替予約取引等を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項（ホ）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社および当社グループは、営業債権につきまして、各販売部門における管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

運用目的の債券は、取引権限等を定めた「職務権限規程」において定められた権限の中で決裁を得るものとしており、且つ格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当社および当社グループのデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い国際的な金融機関等に限定されており、相手方の債務不履行によるリスクはほとんどないものと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社および当社グループは、デリバティブ取引に関して、「デリバティブ取引管理基準」、取引権限等を定めた「職務権限規程」を社内規程として整備し、運用しております。

取引の実行および管理につきましては、これらの社内規程に基づき、経理財務部にて行っておりますが、実行担当者と管理担当者を分離し、取引内容、取引残高および運用の管理を行っております。

また取引の内容等につきましては、適宜担当執行役員より常務会に報告されております。

有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

なお、一部の連結子会社におけるデリバティブ取引、有価証券及び投資有価証券につきましては、「職務権限規程」に基づく決裁により取引を実行しており、あわせて管理部門において定期的な管理・報告がなされております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社および当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定につきましては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、「（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」をご参照ください。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	26,446	26,446	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	55,059 △2,064		
	52,994	52,994	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	9,030	9,030	—
資産計	88,470	88,470	—
(1) 支払手形及び買掛金	21,113	21,113	—
(2) 短期借入金	14,090	14,090	—
(3) 社債	16,000	16,119	119
(4) 長期借入金	6,425	6,402	△23
負債計	57,629	57,725	96
デリバティブ取引 (*2)	(3,815)	(3,815)	—

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

① その他有価証券で時価のあるもの

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,297	2,768	1,529
	(2) 債券			
	社債	1,198	1,164	34
	(3) その他	615	427	188
	小計	6,111	4,360	1,751
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	916	1,109	△193
	(2) 債券			
	社債	339	367	△28
	(3) その他	1,662	1,738	△75
	小計	2,918	3,215	△297
合計		9,030	7,576	1,454

② 当連結会計年度中に売却したその他の有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	11	0	0
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	101	1	—
③その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	113	1	0

③ 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券につきまして10百万円減損処理を行っております。なお、減損処理につきましては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社の発行する社債の時価につきましては、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法を採用しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法を採用しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

① 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨オプション取引 売建				
	米ドル	8,348	6,443	△1,566	△1,109
	ユーロ	4,739	473	△364	△114
	買建				
	米ドル	3,787	2,899	32	△247
	ユーロ	3,317	473	122	△118
	通貨スワップ取引 米ドル	11,101	11,101	△1,900	△1,900
	為替予約取引 売建				
	米ドル	9	—	△0	△0
	買建 米ドル	4,217	392	△287	△287
合計		35,520	21,784	△3,963	△3,777

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

② 金利関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利オプション取引 売建フロア	1,500	1,500	△16	△16
合計		1,500	1,500	△16	△16

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨オプション取引				
	売建				
	米ドル	買掛金 (予定取引)	610	—	△104
	買建				
	米ドル	買掛金 (予定取引)	610	—	27
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金 (予定取引)	34	—	0
	ユーロ	売掛金 (予定取引)	789	—	32
	買建				
	米ドル	買掛金 (予定取引)	52,712	24,341	209
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	買掛金	192	—	(*)
合計			54,950	24,341	163

(*) 振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理されている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金に含めて注記しております。

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

② 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				
	支払固定・受取変動	長期借入金	480	240	(*)
合計			480	240	—

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。詳細につきましては、「(4)長期借入金」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	387

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	26,446	—	—	—
受取手形及び売掛金	55,059	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 社債	582	100	90	—
(2) その他	—	—	—	—
2. その他	—	—	—	100
合計	82,087	100	90	100

(注) 4. 社債の連結決算日後5年間における1年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	—	11,000

(注) 5. 長期借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,290	2,080	140	500
リース債務	319	252	145	60

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 524円91銭
- 1株当たり当期純利益 58円26銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I. 流 動 資 産	46,169	I. 流 動 負 債	22,019
1. 現 金 及 び 預 金	5,793	1. 支 払 手 形	632
2. 受 取 手 形	2,154	2. 買 掛 金	9,316
3. 売 掛 金	22,713	3. 短 期 借 入 金	3,750
4. 有 価 証 券	1,936	4. 1年内返済予定の長期借入金	558
5. 商 品 及 び 製 品	8,337	5. リ ー ス 債 務	224
6. 仕 掛 品	2	6. 未 払 金	455
7. 原 材 料 及 び 貯 蔵 品	143	7. 未 払 費 用	3,601
8. 前 渡 金	3	8. 未 払 法 人 税 等	16
9. 前 払 費 用	324	9. 未 払 消 費 税 等	1
10. 関係会社短期貸付金	5,140	10. 預 り 金	1,624
11. 未 収 入 金	1,332	11. 返 品 調 整 引 当 金	414
12. 繰 延 税 金 資 産	946	12. 賞 与 引 当 金	838
13. そ の 他	406	13. 設 備 関 係 支 払 手 形	6
14. 貸 倒 引 当 金	△3,063	14. 資 産 除 去 債 務	2
II. 固 定 資 産	63,777	15. そ の 他	578
1. 有 形 固 定 資 産	18,933	II. 固 定 負 債	31,476
(1) 建 物	8,674	1. 社 債	16,000
(2) 構 築 物	375	2. 長 期 借 入 金	5,216
(3) 機械装置及び運搬具	71	3. リ ー ス 債 務	558
(4) 工具、器具及び備品	359	4. 退 職 給 付 引 当 金	5,714
(5) 土 地	8,803	5. 資 産 除 去 債 務	182
(6) リ ー ス 資 産	649	6. デ リ バ テ ィ ブ 債 務	3,702
2. 無 形 固 定 資 産	841	7. そ の 他	102
(1) 借 地 権	25	負 債 合 計	53,495
(2) 商 標	2	(純 資 産 の 部)	
(3) ソ フ ト ウ ェ ア	627	I. 株 主 資 本	55,528
(4) リ ー ス 資 産	127	1. 資 本 金	23,972
(5) そ の 他	58	2. 資 本 剰 余 金	17,182
3. 投 資 そ の 他 の 資 産	44,002	(1) 資 本 準 備 金	6,000
(1) 投 資 有 価 証 券	5,889	(2) そ の 他 資 本 剰 余 金	11,182
(2) 関 係 会 社 株 式	28,631	3. 利 益 剰 余 金	22,180
(3) 出 資 金	27	(1) そ の 他 利 益 剰 余 金	22,180
(4) 関 係 会 社 出 資 金	4,017	別 途 積 立 金	8,000
(5) 従業員に対する長期貸付金	17	圧 縮 積 立 金	679
(6) 破 産 更 生 債 権 等	895	繰 越 利 益 剰 余 金	13,501
(7) 長 期 前 払 費 用	62	4. 自 己 株 式	△7,807
(8) 長 期 預 金	2,600	II. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	922
(9) 敷 金 及 び 保 証 金	851	1. そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,032
(10) 前 払 年 金 費 用	1,223	2. 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△110
(11) 繰 延 税 金 資 産	1,073	純 資 産 合 計	56,451
(12) そ の 他	621	負 債 ・ 純 資 産 合 計	109,946
(13) 投 資 損 失 引 当 金	△988		
(14) 貸 倒 引 当 金	△922		
資 産 合 計	109,946		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		67,318
II 売 上 原 価		37,860
返品調整引当金戻入額		401
返品調整引当金繰入額		414
売 上 総 利 益		29,444
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		26,477
営 業 利 益		2,967
IV 営 業 外 収 益		
1.受 取 利 息	96	
2.受 取 配 当 金	4,292	
3.受 取 賃 貸 料	83	
4.そ の 他	153	4,625
V 営 業 外 費 用		
1.支 払 利 息	79	
2.社 債 利 息	221	
3.社 債 発 行 費	114	
4.為 替 差 損	2,751	
5.そ の 他	30	3,197
経 常 利 益		4,395
VI 特 別 利 益		
1.貸 倒 引 当 金 戻 入 額	7	
2.投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	51	58
VII 特 別 損 失		
1.固 定 資 産 除 却 損	4	
2.投 資 有 価 証 券 評 価 損	10	
3.投 資 有 価 証 券 償 還 損	129	
4.資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	156	
5.災 害 に よ る 損 失	64	
6.子 会 社 清 算 損	80	447
税 引 前 当 期 純 利 益		4,006
法人税、住民税及び事業税	561	
法 人 税 等 調 整 額	△296	265
当 期 純 利 益		3,741

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成22年3月31日残高	23,972	6,000	11,182	17,182	8,000	705	11,631	20,336	△7,780	53,709
事業年度中の変動額										
圧縮積立金の取崩				－		△25	25	－		－
剰 余 金 の 配 当				－			△1,896	△1,896		△1,896
当 期 純 利 益				－			3,741	3,741		3,741
自 己 株 式 の 取 得				－				－	△26	△26
自 己 株 式 の 処 分			0	0				－	0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				－				－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	△25	1,870	1,844	△26	1,818
平成23年3月31日残高	23,972	6,000	11,182	17,182	8,000	679	13,501	22,180	△7,807	55,528

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
平成22年3月31日残高	1,356	83	1,440	55,150
事業年度中の変動額				
圧縮積立金の取崩			－	－
剰 余 金 の 配 当			－	△1,896
当 期 純 利 益			－	3,741
自 己 株 式 の 取 得			－	△26
自 己 株 式 の 処 分			－	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△323	△194	△517	△517
事業年度中の変動額合計	△323	△194	△517	1,301
平成23年3月31日残高	1,032	△110	922	56,451

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法、ただし、債券につきましては償却原
価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通
常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定
の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

商品及び製品の返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準として計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上してお
ります。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異につきましては、15年による按分額を費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 投資損失引当金

関係会社への投資にかかる損失に備えるため、当該会社の財政状態および回収可能性を勘案して必要額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約および通貨オプションが付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引等につきましては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

② ヘッジ対象

為替予約および通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

当社は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約および通貨オプションにおきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップ取引におきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

7. 会計処理方法の変更

資産除去債務に関する会計基準

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,065百万円
2. 保証債務

子会社の金融機関取引、仕入先との仕入取引およびオペレーティング・リース取引に対し、保証を行っております。

金融機関取引に対する債務保証	
アシックスアメリカコーポレーション	11,250百万円
アシックスヨーロッパB.V.	352百万円
アシックススポーツコーポレーション	3,899百万円
合 計	15,503百万円
仕入先との仕入取引に対する債務保証	
アシックスアパレル工業株式会社	18百万円
オペレーティング・リース取引に対する債務保証	
アシックスオセアニアPTY. LTD.	294百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	14,742百万円
短期金銭債務	6,455百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

売 上	高	35,878百万円
仕 入	高	11,733百万円
その他の営業取引	高	3,664百万円
営業取引以外の取引		4,305百万円
2. 災害による損失

災害による損失の主な内訳は復旧支援費用であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の 株 式 数 (株)	当事業年度増加 株 式 数 (株)	当事業年度減少 株 式 数 (株)	当事業年度末の 株 式 数 (株)
普 通 株 式	10,331,996	27,227	92	10,359,131

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加27,227株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少92株は、単元未満株式の売渡請求による減少であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損失	2,471百万円
関係会社出資金評価損失	1,948百万円
貸倒引当金	1,427百万円
退職給付引当金	1,823百万円
その他	2,189百万円
繰延税金資産小計	9,860百万円
評価性引当額	△6,947百万円
繰延税金資産合計	2,913百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	399百万円
その他	494百万円
繰延税金負債合計	893百万円

差引：繰延税金資産純額 2,019百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	946百万円
固定資産－繰延税金資産	1,073百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.8%
外国税額控除額	△0.2%
海外子会社配当金益金不算入額	△32.6%
評価性引当額の増減	△4.2%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.6%

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取 得 価 額 相 当 額	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	期 末 残 高 相 当 額
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	15	15	0
工 具 、 器 具 及 び 備 品	433	333	99
無 形 固 定 資 産	361	298	62
合 計	809	647	162

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	121百万円
1年超	41百万円
合計	162百万円

なお、取得価額相当額および未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	182百万円
減価償却費相当額	182百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	アシックス北海道販売株式会社	所有 直接100.0	スポーツ用品等の 販売、役員の 兼任	スポーツ用品等 の販売	1,828	売掛金	1,034
子会社	アシックス東北販売株式会社	所有 直接100.0	スポーツ用品等の 販売、役員の 兼任	スポーツ用品等 の販売	1,868	売掛金	862
子会社	アシックス九州販売株式会社	所有 直接100.0	スポーツ用品等の 販売、役員の 兼任	スポーツ用品等 の販売	3,626	売掛金	1,575
子会社	アシックス関越販売株式会社	所有 直接100.0	スポーツ用品等の 販売、役員の 兼任	スポーツ用品等 の販売	2,502	売掛金	1,190
子会社	アシックス中国販売株式会社	所有 直接100.0	スポーツ用品等の 販売、役員の 兼任	スポーツ用品等 の販売	2,787	売掛金	1,335
子会社	アシックススポーツ販売株式会社	所有 直接100.0	スポーツ用品等の 販売、役員の 兼任	スポーツ用品等 の販売	3,624	売掛金	1,723
子会社	アシックス中部販売株式会社	所有 直接100.0	スポーツ用品等の 販売、役員の 兼任	スポーツ用品等 の販売	7,540	売掛金	3,269
子会社	株式会社アシックススポーツビー イング	所有 直接100.0	スポーツ用品等の 販売、役員の 兼任	資金の貸付およ び利息の受取	21	関係会社短 期貸付金	1,707
子会社	アシックスキャピタル株式会社	所有 直接100.0	当社グループの 支払に関するフ ァクタリング業 務、役員の兼任	資金の貸付およ び利息の受取	28	関係会社短 期貸付金	1,799
				仕入先に対する 仕入債務の譲渡	—	買掛金	2,512
				支払先に対する 設備投資債務の 譲渡	—	未払金	80
子会社	アシックスアパレル工業株式会社	所有 直接100.0	スポーツウェア 等の製造、役員の 兼任	スポーツウェア 類の製品仕入	4,153	買掛金	1,019
子会社	アシックスアメリカコーポレーシ ョン	所有 直接100.0	スポーツ用品等 の販売および米 州の子会社等の 統括、役員の兼 任	債務保証	11,250	—	—
子会社	アシックススポーツコーポレーシ ョン	所有 直接68.0	スポーツ用品等 の販売、役員の 兼任	債務保証	3,899	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 上記の営業取引条件は、一般取引先と同様の決定方針に基づき決定しております。
- (2) 資金の貸付につきましては、当社が資金の一元管理を行っております。また、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、当事業年度末の残高のみ記載しており、取引金額には利息の受取額を記載しております。
- (3) 利息の受取につきましては、市場金利を勘案し利率を決定しております。
- (4) 保証債務は、金融機関取引に関するものであります。
- (5) 子会社への懸念債権に対し、合計2,684百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計331百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 297円73銭
2. 1株当たり当期純利益 19円73銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

株式会社 アシックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 西 幹 男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 万里夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アシックスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月12日

株式会社 アシックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 西 幹 男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 万里夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アシックスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月13日

株式会社アシックス 監査役会

常 勤 監 査 役	黒 崎 鉄 雄 ㊞
常 勤 監 査 役	西 野 修 一 ㊞
常勤監査役(社外監査役)	田 中 秀 明 ㊞
社 外 監 査 役	山 上 和 則 ㊞
社 外 監 査 役	三 原 秀 章 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、特別な要素を除いて、当社の当期純利益の概ね3分の1程度を配当原資とすることを基本方針としております。

第57期の期末配当につきましては、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金10円 配当総額 1,896,038,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
1	わ だ き よ み 和 田 清 美 (昭和17年12月1日)	昭和36年3月 オニツカ株式会社（現株式会社アシックス） 入社 平成5年4月 当社取締役・大阪支社長兼アスレチック販売 統括部長 平成13年4月 当社代表取締役社長 平成20年4月 当社代表取締役会長、現在に至る 重要な兼職の状況 アシックス商事株式会社社外取締役 社団法人日本スポーツ用品工業協会会長	65,782株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	お や ま も と い 尾 山 基 (昭和26年2月2日)	昭和57年1月 当社入社 平成16年6月 当社取締役・マーケティング統括部長 平成18年7月 当社常務取締役・海外担当兼マーケティング 統括部長 平成20年4月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社代表取締役社長 C E O、現在に至る 重要な兼職の状況 世界スポーツ用品工業連盟会長	30,546株
3	い け さ き と し ろ う 池 崎 俊 郎 (昭和24年1月11日)	昭和46年4月 オニツカ株式会社 (現株式会社アシックス) 入社 平成16年6月 当社取締役・アシックス中部販売株式会社代 表取締役社長 平成22年4月 当社取締役常務執行役員・フットウェア統括 部長、現在に至る	27,686株
4	さ の と し ゆ き 佐 野 俊 之 (昭和29年8月16日)	昭和53年3月 当社入社 平成20年6月 当社取締役・管理統括部法務部長 平成22年4月 当社取締役執行役員・管理統括部長兼研究部 門担当 平成23年4月 当社取締役常務執行役員・管理統括部長兼研 究部門担当、現在に至る	10,884株
5	ま つ お か ず ひ と 松 尾 和 人 (昭和26年12月10日)	昭和50年4月 ジェレンク株式会社 (現株式会社アシックス) 入社 平成20年6月 当社取締役・東日本営業統括部長兼関東支社 長 平成22年4月 当社取締役執行役員・国内営業本部副本部長 兼東日本営業統括部長兼ナショナルチェーン 営業統括部長 平成23年4月 当社取締役執行役員・アシックスジャパン営 業本部長兼ナショナルチェーン営業統括部長、 現在に至る	15,265株
6	※ は し も と こ う す け 橋 本 幸 亮 (昭和33年11月25日)	昭和57年4月 当社入社 平成19年8月 当社経営企画室長 平成22年4月 当社執行役員・経営企画室長、現在に至る	2,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	※ かじ わら けん じ 梶 原 健 司 (昭和20年9月11日)	昭和43年4月 野村證券株式会社入社 昭和46年8月 オリエン特・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社 平成5年6月 同社取締役・社長室管掌 平成12年6月 同社常務執行役員・プロジェクト担当 平成16年5月 同社専務執行役員・東京営業本部長 平成17年2月 同社取締役兼執行役員副社長・グループ大阪代表兼国内営業本部・大阪本社担当 平成20年6月 同社常任顧問 平成22年6月 当社独立委員会委員、現在に至る	-
8	※ はま おか み ね や 濱 岡 峰 也 (昭和30年11月6日)	昭和62年4月 弁護士登録 平成6年8月 河本・河合・ふたば法律事務所開設(現清和法律事務所)、現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士(清和法律事務所) 阪神電気鉄道株式会社社外監査役	-

(注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。

2. 取締役候補者 和田清美氏は、アシックス商事株式会社の社外取締役を兼職しております。当社は同社とスポーツシューズおよび靴用資材の取引関係があり、同社は第三者との間で当社の営業の部類に属する取引を行っております。

3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4. 取締役候補者 梶原健司氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

金融サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、企業財務面および企業経営面の指導を期待しております。

(2) 責任限定契約

選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を予定しております。

(3) その他

選任後、東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として、両取引所に届出を行う予定です。

5. 取締役候補者 濱岡峰也氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏に関する特記事項は次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由および社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由

弁護士としての専門的見地および企業法務に関する豊富な経験からの指導を期待しております。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2) 責任限定契約

選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同契約に基づく損害賠償責

任の限度額は、法令が定める額を予定しております。

(3) その他

当社との間で顧問弁護士契約を締結しておりましたが、平成23年3月31日付で同契約を解約いたしました。なお、当社は、同氏が所属する清和法律事務所の他の弁護士との間で顧問弁護士契約を締結しております。

第3号議案 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）改定の件

当社は、平成19年3月16日開催の取締役会において、当社株券等の買付行為等に対する対応方針を導入したのち、平成20年6月20日開催の定時株主総会の決議によるご承認を得て、当社株式の大規模な買付行為への対応方針（以下「現対応方針」といいます。）を継続してまいりました。

本総会終結の時をもって現対応方針の有効期間が満了するにあたり、当社は、現対応方針導入後の裁判例などを踏まえて検討した結果、平成23年5月16日開催の当社取締役会において、現対応方針の一部を改定して継続することについて本総会に提案することを決議いたしました（以下では、改定後の当社株式の大規模な買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針における主な改定点は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者に情報提供を求める期限を設定するとともに、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合には、その期限を延長することができること。
- ② 当社取締役会が追加的に情報提供を求めたにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の提供が難しいことについて合理的な説明がある場合は、追加的に求めた情報がすべて揃わないときでも、大規模買付者との情報提供に関する交渉を終了し、当社取締役会による評価・検討を開始することができること。
- ③ 大規模買付行為に対して発動する対抗措置について、無償割当による新株予約権の発行に加え、会社法その他の法律および当社定款上取締役会の権限として認められる措置をとりうるとしたこと。
- ④ 大規模買付行為に対して対抗措置を発動する際、当社取締役会が、株主共同の利益に照らし株主意思を確認することが適切と判断する場合は、株主総会を招集し、対抗措置に関する株主の皆様の意思を確認することができること。
- ⑤ その他、平成21年1月5日施行の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）など関係法令の整備による所要の修正および文言の整理。

本議案について、株主の皆様のご承認が得られた場合、本総会の日から3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時まで本対応方針を継続することとなります。

本対応方針につきましては、社外監査役3名を含む当社監査役5名全員が賛成しております。

なお、現時点において、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案を受けておりません。

I 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者によ

る当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社および当社グループは、スポーツを核とした事業領域で、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおり、そのために幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

II 当社の状況および企業価値向上に向けた取り組み

当社は、1949年（昭和24年）に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い鬼塚商会として創業以来、「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界のスポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

1977年（昭和52年）に、同業2社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス（ASICS）へ変更し、事業の発展に努めてまいりました。

当社および当社グループは、スポーツシューズ類、スポーツウェア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等を、国内および海外で製造販売しております。そして、長年トップアスリートのニーズに応じてきた技術力とものづくりへのこだわりや欧米を中心とした海外でのシューズを中心としたランニング事業における高いブランドイメージを基盤として、2015年度までの中期経営計画「アシックス・グロース・プラン（AGP）2015」を発表し、「スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」をビジョンとして定め、3つの事業領域である①アスレチックスポーツ事業領域、②スポーツライフスタイル事業領域および③健康快適事業領域において、製品戦略：「革新的な価値の提供とお客ニーズ対応の融合」、組織戦略：「グローバル組織の構築」をそれぞれ進め、事業の拡大・強化に取り組んでまいります。

当社および当社グループは、「グループ全体で、お客様起点の活動を徹底する」を基本方針とし、今後も中長期的な視野に立ち、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

III 本対応方針の内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

1. 大規模買付ルールの必要性和本対応方針の目的

（1）大規模買付ルールの必要性

当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。当社株主の皆様にとっても、これらの点に関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を適正に判断することは困難であると考えます。当社は、平素より、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利

益を高めるものか、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等、大規模買付者による大規模買付行為の是非を当社株主の皆様は短期間の内に適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えます。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える当社株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響や、当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含め、大規模買付者が考える当社および当社グループへの経営参画後の経営方針や事業計画の内容等は、大規模買付者の提案が当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか否かを考慮し、継続保有の是非を検討していただくうえで重要な判断材料となると考えます。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、より当社の企業価値・株主共同の利益を高める代替案がありうるかといった点も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が、事前に、当社株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての当社株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討すること（もし代替案が当社取締役会から提示された場合には、大規模買付者の提案と代替案との優劣を検討すること）が可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

当社取締役会は、上記の見解を具現化した一定の合理的なルールに従って大規模買付行為が行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると考え、下記２.のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたしました。そして、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、現対応方針の内容を一部変更し、本対応方針として継続することといたしました。

（２）本対応方針の目的

本対応方針は、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為またはその提案（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為またはその提案を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）について、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報を提供するとともに、必要に応じて対抗措置を発動するなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう、大規模買付行為に対する適宜かつ適切な対応を行うことを目的としています。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下同じとします。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下「準共同保有者」といいます。）または、
- (ii) 当社の株券等の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとし、）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとし、）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルールの骨子

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、①大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対し、予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、③大規模買付者は、当該評価期間経過後に大規模買付行為を開始する、というものです。

(2) 情報の提供

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を書面で提供していただきます。具体的な手続としては、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社代表取締役宛に、(1)大規模買付者の名称、(2)住所、(3)設立準拠法、(4)代表者の氏名、(5)国内連絡先および(6)提案する大規模買付行為の概要を明示したうえで、大規模買付ルールに従う旨を誓約された意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、必要に応じて情報提供の期限を定め、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容などによって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。以下同じとします。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、役員構成、主要株主または出資者、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付者およびそのグループの株券等保有割合ならびに株券等所有割合。
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為実行後の大規模買付者およびそのグループにおける当社の役割、当社株式の上場維持の有無、少数株主への対応方針、少数株主排除策をとる場合には対価の価額・種類を含むその内容。
- ⑦ 当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑧ その他個別具体的な事案において、当該大規模買付行為に対する当社株主の皆様の諾否の判断および当社取締役会の意見形成に必要な情報

大規模買付者から当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付者に対して十分な本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることができますものとします。大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適宜適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

当社取締役会は、取締役会による評価、検討、意見形成等のため必要かつ十分な本必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、直ちにその旨大規模買付者に通知するとともに、速やかに当社株主の皆様に公表いたします。

なお、当社取締役会が追加的に情報提供を求めたにもかかわらず、大規模買付者から当該情報について提供が難しいことにつき合理的な説明がある場合は、追加的に求めた情報がすべて揃わないときでも、大規模買付者との情報提供に関する交渉を終了し、次に述べる当社取締役会による評価・検討を開始することができるものとします。

（３）取締役会による評価と意見の公表

次に、当社取締役会は、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、大規模買付者が当社取締役会に対し追加的な情報提供を含む本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会（後記２．（４））に諮問し、また、必要に応じて

外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を含め、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて決議し公表します。また、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、取締役会評価期間が終了し取締役会の意見を公表するときは、当社取締役会は、大規模買付者に対し、取締役会評価期間が終了したことを通知するとともに、大規模買付行為が開始可能となったことを当社株主の皆様が知ることができるよう、その旨あわせて公表するものとします。

（４）独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会（注３）に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、当社取締役会に対してその意見を勧告することとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求したり、必要な情報について説明を求めたりすることができるものとします。独立委員会の勧告は公表することとし、当社取締役会にかかる勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。これにより、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、当社取締役会の決定に際しては、当社監査役の意見も参考にしたうえで決定することとし、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性をより高めるようにします。

注３：独立委員会とは

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう買収を抑止するという働きを担います。独立委員会の概要は、別紙２のとおりです。

独立委員会は、当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等計３名以上の独立委員で構成されます。なお、本対応方針の導入時の独立委員会委員の氏名および略歴は、別紙３のとおりです。

３．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対

意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、後記（３）記載の大規模買付行為に対する対抗措置の発動要件を満たすときを除き、当社取締役会は、当社株主の皆様に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するか、当該大規模買付行為に疑義や問題点があるかを判断するについて、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考に、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定するものとします。

これらの場合には、大規模買付者の大規模買付行為にかかる提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該提案および当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当による新株予約権の発行に加え、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および当社監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。対抗措置として無償割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙１に記載のとおりです。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を考慮した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

（３）大規模買付行為に対する対抗措置および発動要件

当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守しなかった場合のほか、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、当社株主の皆様を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当による新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとることができるものとします。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。かかる場合に該当するか否かを判断するについては、外部専門家等および当社監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主共同の利益に照らし株主意思を確認することが適切と判断する場合は、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の皆様意思を確認することができるものとします。かかる株主意思確認のための株主総会を開催した場合は、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。その場合、当社取締役会が、当社株主の皆様意思を確認し、対抗措置の発動・不発動を決定するまで、大規模買付行為は開始できないものとします。

なお、対抗措置として無償割当により新株予約権を発行する場合の概要は（２）と同様です。

- ① 次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付を行う場合
 - (i) 当社株式を買い占め、その株式について当社または当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (ii) 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - (iii) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (iv) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- ③ 大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーとの関係が毀損され、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- ④ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの処遇方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適切な場合

（４）対抗措置発動後の停止等

当社取締役会は、本対応方針に基づいて対抗措置を発動することを決定した後であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、②対抗措置を発動する決定の基礎となった事実関係等に変動が生じ、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないとの判断に至った場合には、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動を停止することができるものとします。例えば、無償割当により新株予約権を発行する場合に、上記①②の事実が発生したときは、新株予約権の効力発生日までであれば当該新株予約権の無償割当てを中止し、当該新株予約権の無償割当ての効力発生後であれば新株予約権の行使期間開始日の前日までに当社が無償で新株予約権を取得し、いずれも対抗措置の発動を停止することができるものとします。また、対抗措置の発動の停止を行う場合には、直ちに必要な情報開示を行います。

４．株主・投資家に与える影響等

（１）大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に対する諾否をご判断いただくために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の当該大規模買付行為に対する意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、適切かつ十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切かつ合理的なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 3. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

（2）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合および大規模買付ルールを遵守されているものの当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当による新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置を内容とする対抗措置をとることがあります。その場合、対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として別紙 1 に記載の新株予約権の無償割当を行う場合には、当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要が生じることがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。前記 3.

（4）のとおり、本対応方針に基づき新株予約権の無償割当を決議した場合でも、大規模買付者による大規模買付行為の撤回、大規模買付行為の条件変更等の事情により、新株予約権の無償割当を中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1 株当たりの株式の希釈化は生じませんので、1 株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

5. 本対応方針の有効期限等

（1）本対応方針の導入

本対応方針の導入については、当社株主の皆様の意思を反映すべく、本総会における決議によりご承認いただきます。本総会において本対応方針の承認に関する議案が承認されない場合、本対応方針は導入されません。

（２）本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、本総会の日から３年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。本総会において、本対応方針の継続について当社株主の皆様のご承認が得られた場合は、本総会の日から３年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで３年間有効期間が延長されるものとし、以後も同様とします。もし承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されることとなります。また、本対応方針は、その有効期間中であっても、当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

さらに、当社取締役会は、当社の企業価値・株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本対応方針を随時見直ししていく所存です。当社取締役会は、本対応方針の有効期間中に本対応方針を修正する場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。本対応方針を修正することを決定した場合は、その旨を速やかにお知らせします。なお、本対応方針は、平成23年５月16日現在施行されている法令を前提としており、同日以後の法令の改廃がなされ、本対応方針に修正を加える必要が生じた場合には、適宜本対応方針の文言を読み替えるものとします。

本総会において当社株主の皆様のご承認を得た場合、本対応方針の有効期間は、平成23年６月24日から３年間となりますが、当社取締役の任期は１年間となっておりますので、有効期間中でも毎年の取締役選任手続を通じて本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の皆様意思を反映させることができるものとなっております。

６．本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、経済産業省・企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

（１）株主共同の利益の確保・向上目的による導入

本対応方針は、「１．大規模買付ルール必要性と本対応方針の目的」で記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

（２）合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、「３．大規模買付行為がなされた場合の対応方針」で記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

（３）独立委員会による判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した社外役員等によって組織された独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、その判断の概要については当社株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の公正・透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

（４）株主意思の重視

本対応方針は、本総会における当社株主の皆様のご承認を条件に、旧対応方針を一部変更して継続されるものであり、その継続について当社株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。さらに、当社取締役の任期は１年間となっており、毎年の取締役選任手続を通じて本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の皆様のご意向が反映されます。

以上

無償割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に
対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）

1 株につき 1 個以上の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は 1 円以上で当社取締役会が定める金銭とする。ただし、下記 7. の取得条項が定められた場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主は、新株予約権の行使に際して出資すべき金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式を受領することになる。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権は譲渡することができる。ただし、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が 20% 以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 取得条項

新株予約権については、上記 6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者（非行使権者）以外の者（当社取締役会の承認を得て非行使権者から新株予約権を譲り受けた者を含む）が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めることができる。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

独立委員会の概要

1. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた当社社外取締役・当社社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等、3名以上の委員で構成される。本対応方針導入時の委員は、堀龍兒氏、梶原健司氏、三原秀章氏の3名とする。委員の任期は選任の日から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、重任を妨げない。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

3. 決議事項その他の権限と責任

独立委員会は、以下の各号に記載された事項について取締役会の諮問がある場合には、これを検討のうえ自らの意見を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に勧告ないし助言する権限と責任を有する。独立委員会の各委員は、上記の責任を果たすうえで、会社に対して善管注意義務を負い、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から自らの意見を決定することを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④ 大規模買付者による大規模買付行為に対する当社取締役会が作成した代替案の検討
- ⑤ 無償割当による新株予約権の発行を含む対抗措置の発動の要否および内容
- ⑥ 対抗措置発動につき株主総会決議による株主意思確認の要否
- ⑦ 対抗措置発動後の停止
- ⑧ 大規模買付ルールの維持・見直し・廃止
- ⑨ その他大規模買付ルール、対抗措置、大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が独立委員会にその意見を諮問することを決定した事項

また、独立委員会は、自らの意見の決定に際して適切な判断を確保するために必要かつ十分な情報収集に努めなければならないものとし、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名および略歴

【氏名】堀 龍児（ほり りゅうじ）

【略歴】昭和18年 9 月 3 日生

昭和41年 4 月 岩井産業株式会社（現双日株式会社）入社
平成 8 年 6 月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）取締役
平成12年 6 月 同社常務取締役
平成14年 6 月 同社専務執行役員
平成15年 4 月 早稲田大学法学部教授
平成16年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科教授（現任）
平成19年 3 月 当社独立委員会委員（現任）

（注）現在、同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

【氏名】梶原 健司（かじわら けんじ）

【略歴】昭和20年 9 月11日生

昭和43年 4 月 野村證券株式会社入社
昭和46年 8 月 オリエン特・リース株式会社（現オリックス株式会社）入社
平成 5 年 6 月 同社取締役・社長室管掌
平成12年 6 月 同社常務執行役員・プロジェクト担当
平成16年 5 月 同社専務執行役・東京営業本部長
平成17年 2 月 同社取締役兼執行役副社長・グループ大阪代表兼国内営業本部・大阪本社担当
平成20年 6 月 同社常任顧問
平成22年 6 月 当社独立委員会委員（現任）

（注）現在、同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

【氏名】三原 秀章（みはら ひであき）

【略歴】昭和37年 9 月13日生

昭和62年11月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所
平成 3 年 8 月 公認会計士登録
平成 8 年 7 月 税理士登録
平成 8 年10月 公認会計士三原秀章事務所開設
平成20年 6 月 当社監査役（現任）
平成22年 6 月 当社独立委員会委員（現任）

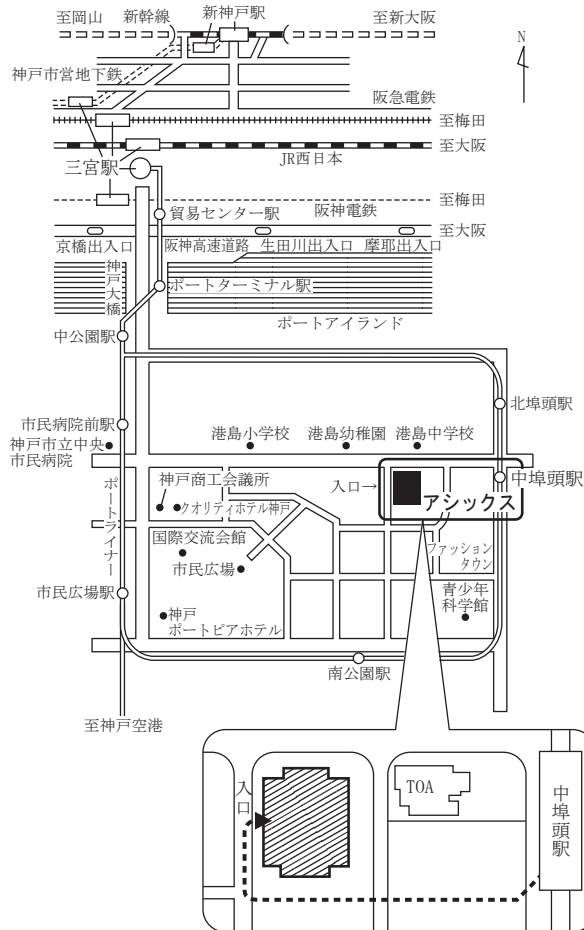
（注）現在、同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以上

《メモ欄》

定 時 株 主 総 会 会 場 ご 案 内

会場：株式会社アシックス本社 1 階会議室
神戸市中央区港島中町 7 丁目 1 番 1
電話 (078) 303-2231



道順

- 新幹線「新神戸駅」から「三宮駅」まで神戸市営地下鉄で約5分。
新交通ポートアイランド線（ポートライナー）「三宮駅」から北埠頭方面行で「中埠頭駅」まで約15分、「中埠頭駅」から徒歩約5分。
（新交通ポートアイランド線は、北埠頭方面行と神戸空港方面行がありますのでご注意ください。）